



# 海洋汚染の現状

(平成 23 年 1 月～12 月)



海上保安庁

警備救難部環境防災課・刑事課

## 目 次

### はじめに

#### I 海洋汚染の発生確認状況

- 1 海洋汚染の物質別発生確認件数及び推移（過去 10 年分） . . . . . 1
- 2 海洋汚染の海域別発生確認件数（平成 23 年分） . . . . . 2
- 3 海洋汚染の排出源別発生確認件数（赤潮・青潮を除く）（平成 23 年分） . . . 3
- 4 海洋汚染の原因別発生確認件数（平成 23 年分） . . . . . 3
- 5 外国船舶による海洋汚染等の状況（平成 23 年分） . . . . . 4
- 6 平成 23 年の海洋汚染発生確認状況の特徴 . . . . . 5

#### II 監視取締りの状況（送致件数）

- 1 海上環境関係法令違反の送致件数及び推移（過去 5 年分） . . . . . 6
- 2 海防法違反の送致件数及び推移（過去 5 年分） . . . . . 7

#### III 投棄船舶（廃船）の確認状況等（過去 5 年分） . . . . . 8

#### IV 海洋汚染事例（平成 23 年分） . . . . . 9

#### V 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況（平成 23 年分） . . . . . 10

#### VI まとめ . . . . . 11

#### ★資料編

- 資料 1 海洋汚染の物質別発生確認件数（過去 10 年分） . . . . . 12
- 資料 2 海洋汚染の海域別発生確認件数（過去 5 年分） . . . . . 13
- 資料 3 海洋汚染（赤潮・青潮を除く。）の  
排出源別発生確認件数（過去 5 年分） . . . . . 14
- 資料 4 海洋汚染（赤潮・青潮を除く。）の  
原因別発生確認件数（過去 5 年分） . . . . . 15
- 資料 5 外国船舶による海洋汚染等の状況（過去 5 年分） . . . . . 16
- 資料 6 海上環境事犯法令別送致件数（過去 5 年分） . . . . . 16

## はじめに

海上保安庁では、海洋環境を保全するため「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、巡視船艇や航空機により我が国周辺海域における油、有害液体物質及び廃棄物等に関する海洋汚染の監視取締りを実施するとともに、海守や海上保安協力員等の民間ボランティア、一般市民の方々による緊急通報用電話番号「118番」等への通報を基に調査・確認・取締りを行うことにより、海洋汚染の実態を把握し、海洋汚染の未然防止を図っています。

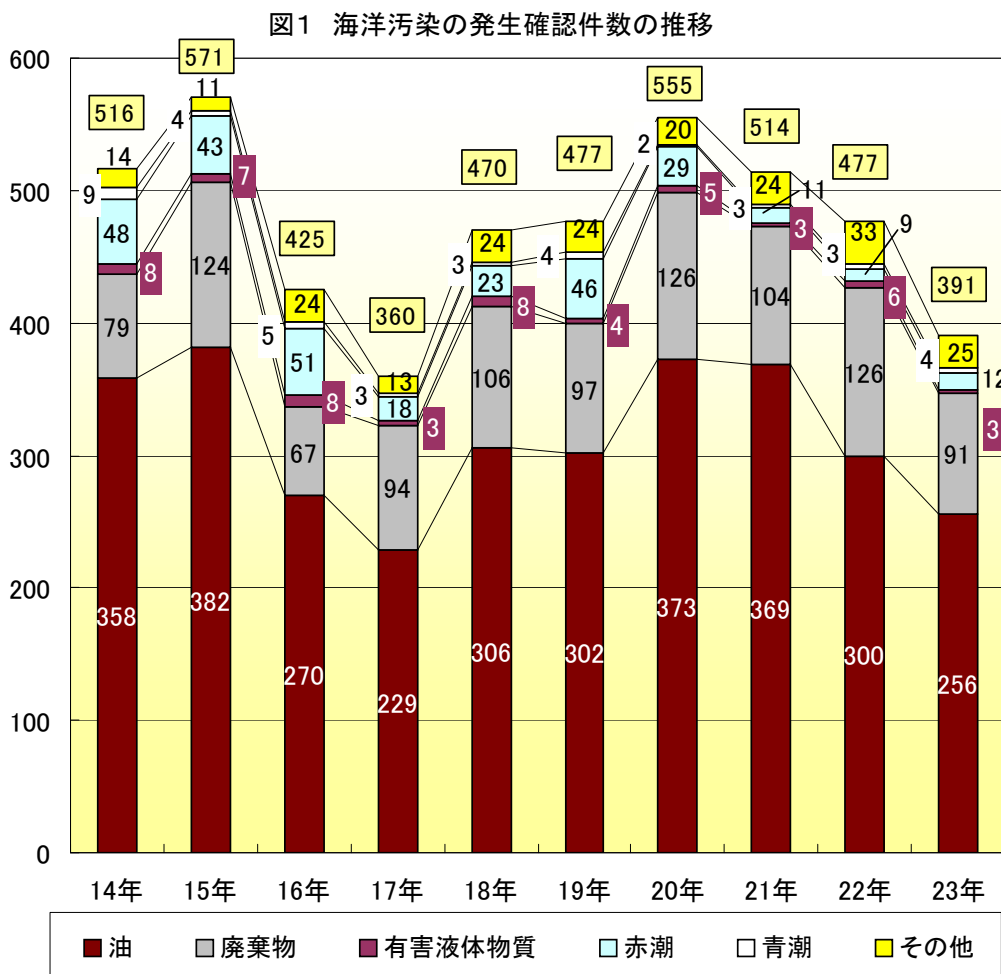
また、衝突や船舶火災等の海難に起因する油や有害液体物質等の排出事故等による被害の拡大を防止するための活動や海洋環境保全思想を普及させるための取組みを実施しています。平成23年の海洋汚染の現状は次のとおりです。

## I 海洋汚染の発生確認状況

### 1 海洋汚染の物質別発生確認件数及び推移（P12、資料1参照）

平成23年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染発生件数（以下「汚染確認件数」という。）は391件で、前年（477件）に比べ86件減少しました。

これを汚染物質別に見ると、油による汚染が256件で前年（300件）に比べ44件減少、廃棄物による汚染が、91件で前年（126件）に比べ35件減少、有害液体物質による汚染が3件で前年（6件）に比べ3件減少、赤潮・青潮による汚染が16件で前年（12件）に比べ4件増加、その他（工場排水等）による汚染が25件で前年（33件）に比べ8件減少しました。



## 2 海洋汚染の海域別発生確認件数 (P13、資料2参照)

海域別では、瀬戸内海（大阪湾を除く。）が72件（前年80件）と最も多く全体の約18%を占め、次いで日本海沿岸が57件（前年53件）、東京湾43件（前年41件）と続いています。油による汚染も瀬戸内海沿岸（大阪湾を除く。）が最も多く56件（前年66件）、次いで東京湾が37件（前年32件）でした。

件数

図2 海域別の海洋汚染発生確認件数(平成23年)

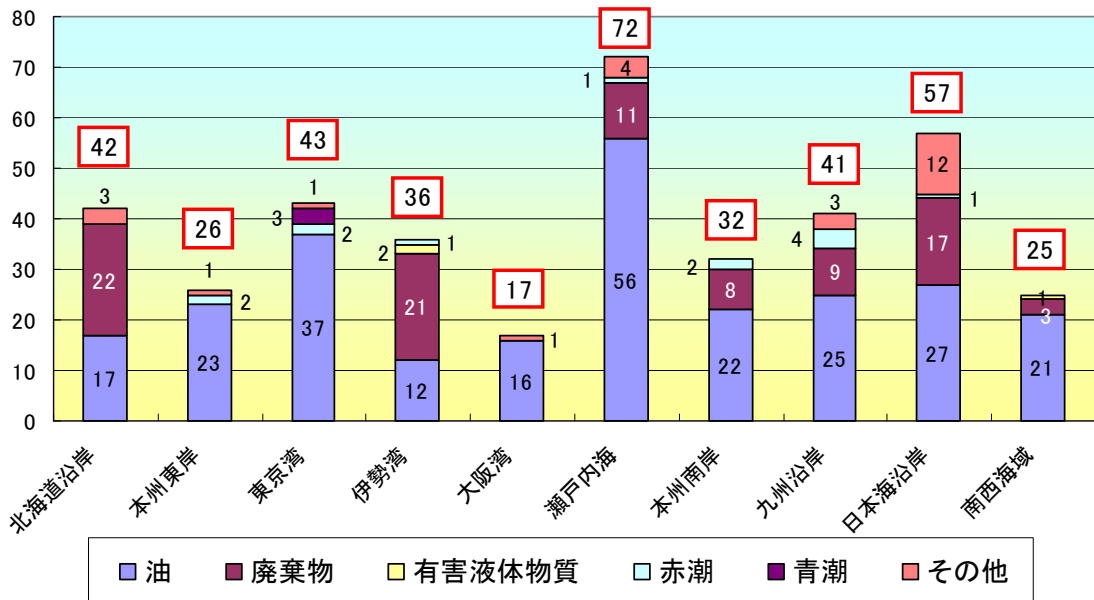
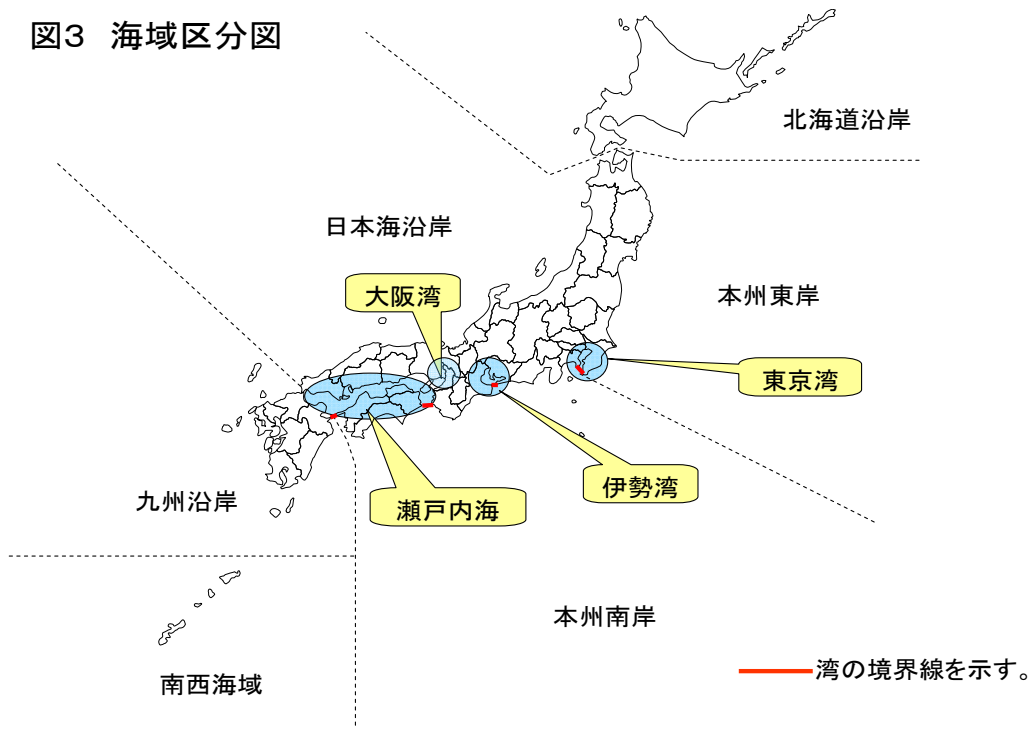


図3 海域区分図



### 3 海洋汚染の排出源別発生確認件数 (P14、資料3参照)

図4、5は、「船舶」、「陸上等」の排出源別の汚染確認件数を表したものです(赤潮・青潮を除く)。毎年同様の傾向が見られ、油による汚染のうち船舶から排出されるものが163件(前年202件)約64%と最も多く、油以外のものによる汚染では陸上からのものが最も多く91件(前年132件)約76%で、そのうち廃棄物の不法投棄が74件(前年108件)と多数を占めています。

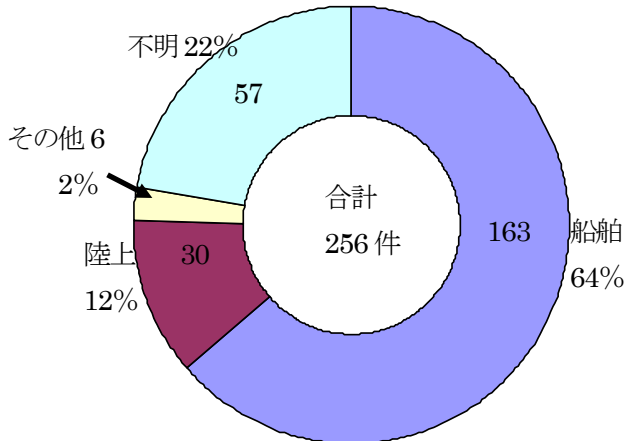


図4 油による汚染

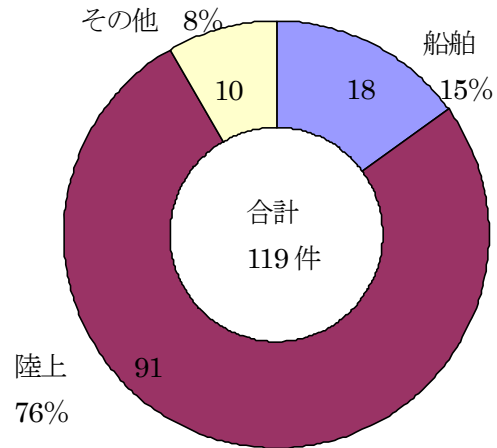


図5 油以外のものによる汚染

### 4 海洋汚染の原因別発生確認件数 (P15、資料4参照)

図6、7は、海洋汚染の原因となる「故意」、「取扱不注意」等の汚染確認件数を表したものです。油による汚染の原因は、取扱不注意によるものが73件(前年99件)約37%と最も多く、次いで、破損等によるものが36件(前年42件)約18%、海難によるものが35件(前年52件)約18%と続いています。油以外のものによる汚染の原因では、故意によるものが110件(前年140件)約92%を占めています。

\*排出源が判明したもののみを対象としている。

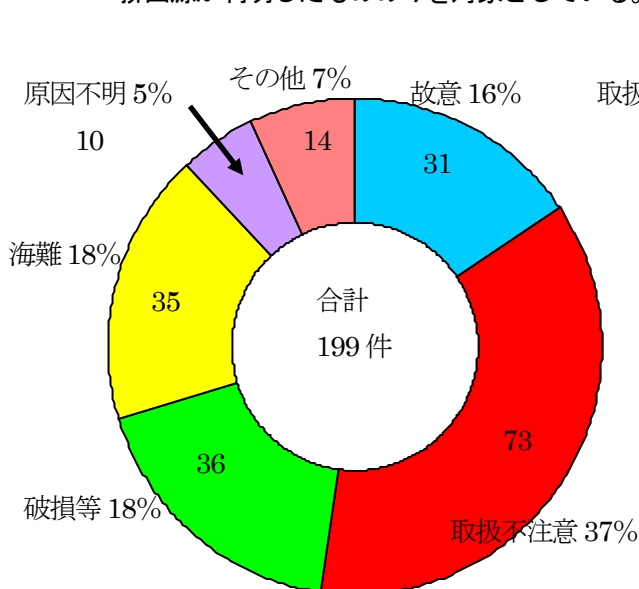


図6 油による汚染

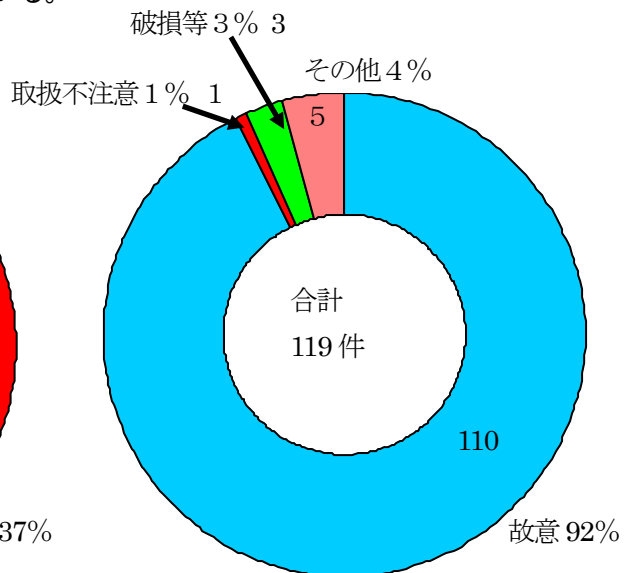


図7 油以外のものによる汚染

## 5 外国船舶による海洋汚染等の状況 (P16、資料5参照)

### ① 外国船舶による汚染確認件数

平成23年に海上保安庁が、我が国周辺海域において確認した汚染確認件数391件のうち、外国船舶によるものは34件(前年37件)でした。このうち32件が油による汚染であり、海域別にみると、我が国領海内が27件(前年28件)、領海外(排他的経済水域又は公海)が5件(前年8件)でした。

国籍別では、パナマが10件で最も多く、次いで韓国が7件でした。

原因別では、破損等によるものが10件で全体の約29%を占めています。また、船舶に起因する汚染は全体で181件(前年234件)であり、外国船舶の占める割合は約19%(前年約16%)でした。

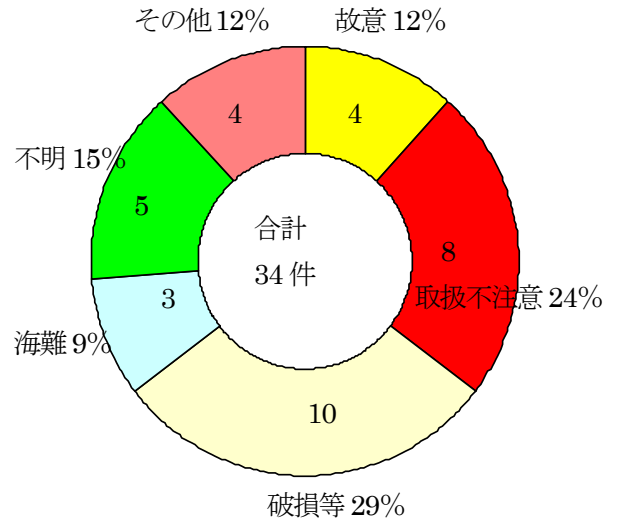


図8 外国船舶による原因別海洋汚染発生確認件数

### ② ボンド制度(担保金制度)適用件数

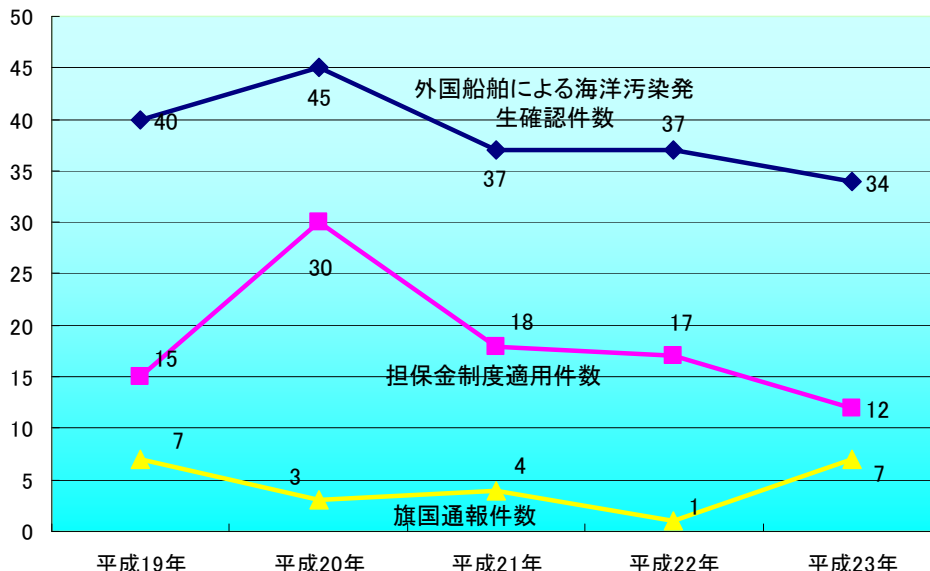
国連海洋法条約の締結に伴い、平成8年7月20日から、領海に加え、排他的経済水域等における外国船舶による海上環境事犯について、一定の条件の下に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)を適用して取締りを行っており、また、その際には、船舶の航行の利益を考慮し、ボンド制度(担保金制度)を適用しています。

平成23年に、外国船舶による海上環境事犯にボンド制度を適用したのは12件(前年17件)でした。これを海域別にみると、我が国領海内が10件(前年14件)、排他的経済水域が2件(前年3件)でした。また、国籍別では、パナマ4件、韓国4件、シンガポール1件、中国1件、モンゴル1件、カンボジア1件となっています。

### ③ 旗国通報件数

我が国の法令を適用できない公海等での外国船舶による油の違法排出等については、国際条約に基づき、当該船舶の旗国に対して違反事実の通報を行い適切な措置を求める旗国通報制度を適用することとしています。(平成23年は、旗国通報7件)

図9 外国船舶による海洋汚染発生確認件数の推移



## 6 平成23年の海洋汚染発生確認状況の特徴

平成23年における海洋汚染確認件数は、前年より86件減と大きく減少しました。

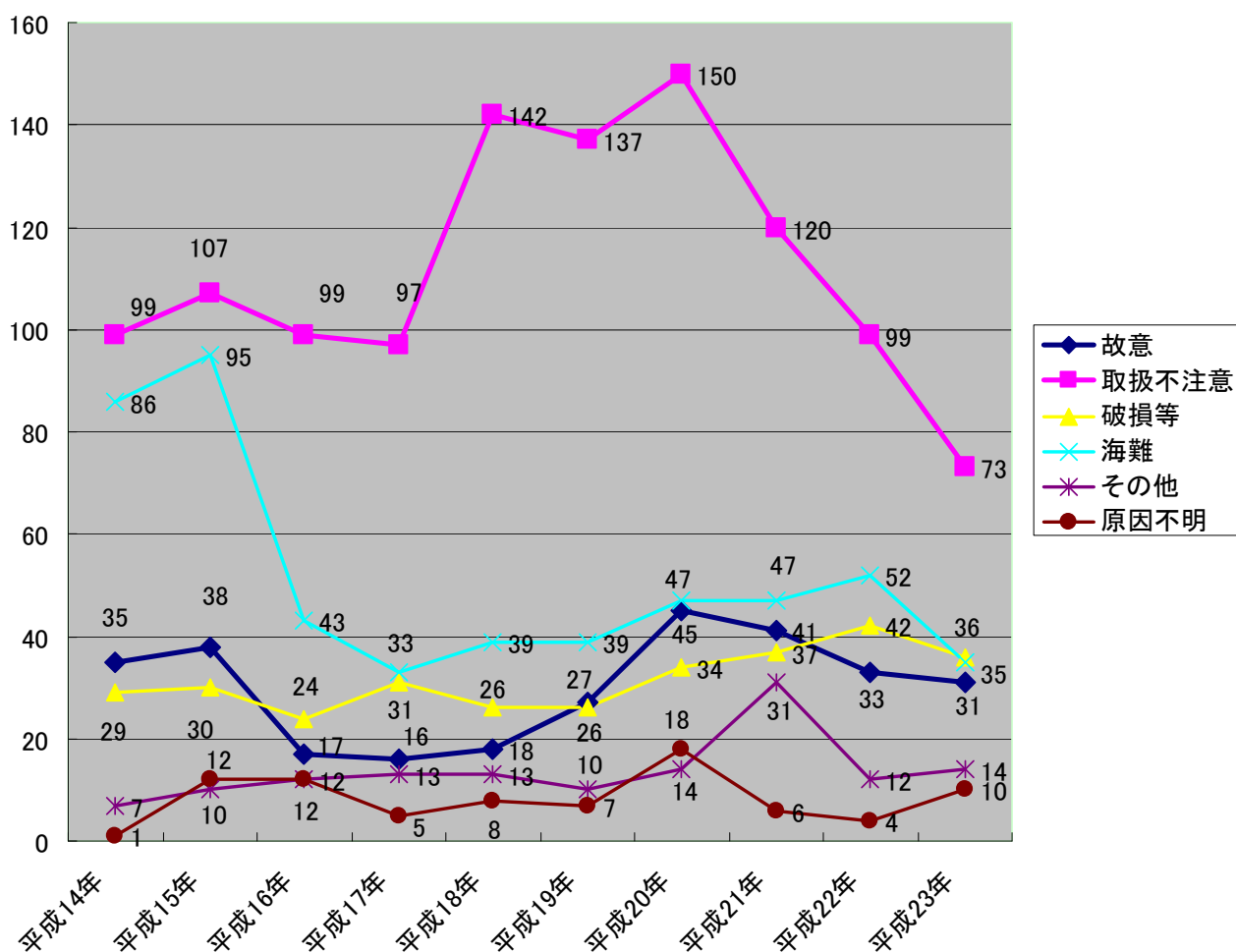
主な要因として、東日本大震災の被災地域を含む本州東岸、北海道沿岸における発生確認件数が大きく減少しています。これらの地域以外での発生確認件数はほぼ昨年と変わらないものとなっており、海洋汚染は跡を依然として絶たない状況にあります。

油による汚染確認件数は大きく減少したものの、汚染確認総件数に占める割合は6割を超えており、汚染確認件数の中では依然として高い割合で推移しています。

過去10年、油による原因別の汚染確認件数の推移をみると、故意によるものは横ばい傾向にあり、依然として跡を絶ちません。

また、船舶の燃料搭載時のバルブ操作ミスやビルジポンプ操作ミスなどの取扱不注意によるものが73件となっており、ここ数年、減少傾向にあります。油による汚染確認件数の原因のうち最も多いものとなっています。

【油による海洋汚染の原因別発生確認件数の推移(過去10年)】



## II 監視取締りの状況 (P15、資料6参照)

海上環境関係法令違反については、依然として適正な処理費用や設備の整備費用を惜しんでの船舶からの油等の不法排出、廃棄物・廃船の不法投棄が跡を絶っておらず、廃船にあつては船名・船舶番号等を隠匿するなど、悪質・巧妙なケースが見受けられます。

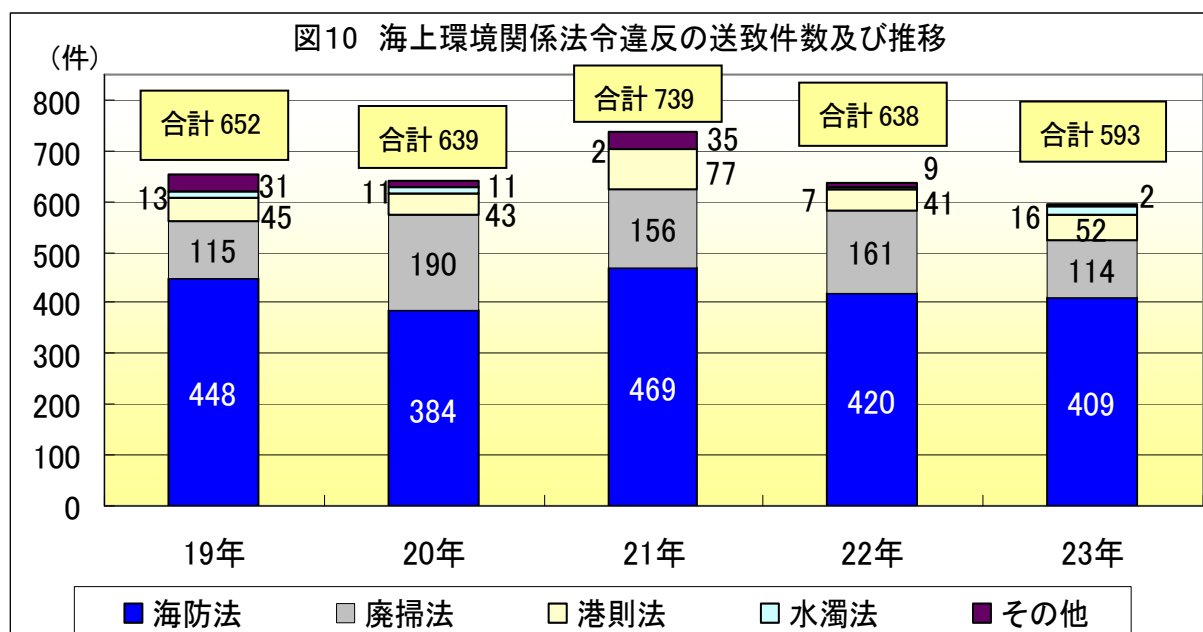
海上保安庁では、引き続き関係機関や地域住民と連携・協力して、港内等における油や汚染水の不法排出事犯や廃棄物の不法投棄事犯の摘発を進めるとともに、航空機による広域監視能力を活用し、外国船舶による油不法排出事犯の確認を効率的に実施するなど海上環境事犯の摘発に努めます。

### 1 海上環境関係法令違反の送致件数及び推移

平成23年に送致した海上環境関係法令違反件数は、593件で、前年(638件)に比べ45件(約7%)減少しました。

送致件数を法令別にみると、海防法違反が409件(約69%)と大半を占め、次いで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。)違反が114件(約19%)、「港則法」違反が52件(約9%)、「水質汚濁防止法」(以下「水濁法」という。)違反が16件(約3%)等となっています。

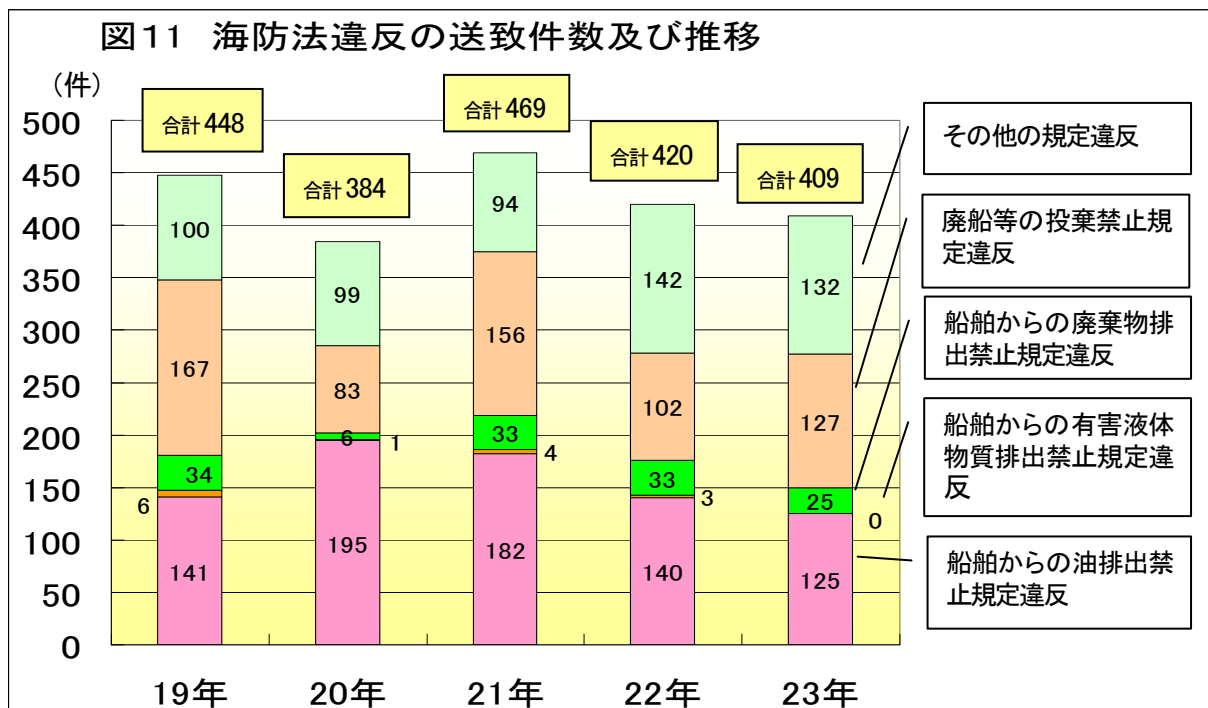
このうち廃棄物の投棄事犯は111件で、海防法違反の船舶からの投棄が25件(前年比8件減)、廃掃法違反の陸上からの投棄が86件(同49件減)となっています。

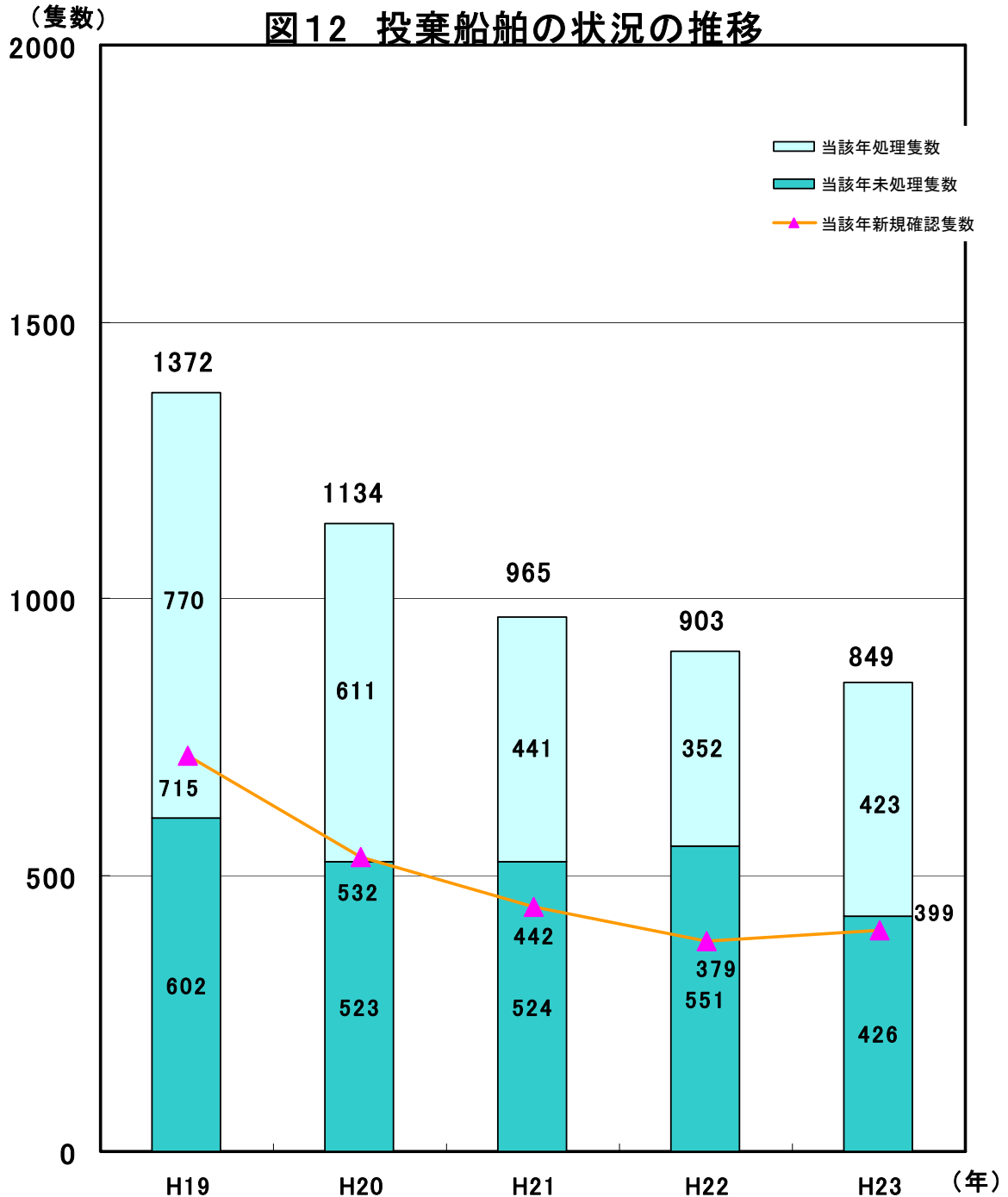




## 2 海防法違反の送致件数及び推移

海防法違反の送致件数内訳を見ると、廃船の不法投棄が最も多く127件（約31%）となっています。次いで船舶からの油の不法排出が125件（約30%）で、このうち、故意による油の排出が33件（前年比17件減）、過失による油の排出が92件（同2件増）でした。





### Ⅲ 投棄船舶（廃船）の確認状況等

海上保安庁が平成23年に確認している投棄船舶（廃船）は、849隻（うち平成23年に新たに確認した投棄船舶（以下「新規確認船舶」という。）は399隻）で、このうち処理された船舶は、全体の約50%にあたる423隻（うち新規確認船舶332隻）、未処理の船舶は426隻（うち新規確認船舶67隻）となっています。また、新規確認船舶399隻は前年の379隻に比べ20隻増加しています（対前年比 約+5%）。

一方、海上保安庁は、上記849隻の内334隻（うち新規確認船舶81隻）に対して「廃船指導票の貼付による指導を行い、このうち72隻（うち新規確認船舶47隻）が処理されました。

## IV 海洋汚染事例

平成23年における海洋汚染の事例を紹介します。

1は、貨物船の乗組員が機関室船底に溜まった大量のビルジを適正に処理することなく、直接ポンプを使用して海域へ排出したもので、監視飛行中の当庁航空機が発見した事例です。

2と3は、適正に処理するための費用を惜しんで長期にわたり汚水の排出、廃棄物の投棄を繰り返していたもので、悪質かつ環境に与える影響が極めて大きな事例です。

### 1 油を不法排出した中国籍貨物船乗組員を検挙

平成23年11月14日午後1時41分頃、沖縄県南方海上において、監視飛行中の那覇航空基地航空機が油を排出しながら航行している中国籍貨物船「JIA CHANG」（総トン数35,884トン 乗組員24名）を発見しました。第十一管区海上保安本部は、機関室船底に溜まった油分232リットルを含むビルジを故意に不法排出した四等機関士を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反容疑で検挙しました。



### 2 汚水を排出していた染物工場の工場長等を検挙

平成23年6月、高松海上保安部は、染物工場において処理経費節減のため汚水の処理工程を飛ばして、化学的酸素要求量等が排出基準を2～4倍超過した汚水を排水口から瀬戸内海に不法排出していた工場長等2名を水質汚濁防止法違反容疑で検挙しました。

### 3 海岸に廃棄物を投棄していた漁業者2名を検挙

平成23年11月、浦河海上保安署は、平成23年1月から11月にかけて、処理経費を省くため漁業活動で発生した魚の死骸等の廃棄物約2.2トンを海岸に不法投棄していた漁業者を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反容疑で検挙しました。なお、投棄された廃棄物については、投棄者により適正処理されています。



## V 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況

海洋汚染の大半が人為的要因により発生しているため、海洋汚染を防止するためには、国民一人一人の海洋環境の保全に関する意識の高揚、法令の励行が必要不可欠です。

このため、海上保安庁では、海事・漁業関係者や一般市民等を対象とした海洋環境保全講習会やボランティアとの連携活動等の海洋環境保全指導・啓発活動を実施しています。

平成23年における主な活動の実施状況は次のとおりです。

海洋環境保全講習会	189回(8,164名)
訪船指導	2,842隻
訪問指導	1,213か所
海洋環境保全教室	248回(12,017名)

以下に、その取組事例の一部を紹介します。

### 1 海洋環境保全講習会の実施

海上保安庁では、全国の臨海地域の事業者や海事・漁業関係者に対し、海洋環境保全の必要性や海洋汚染の現状についての講習会を開催し、海洋汚染防止のための留意事項等について指導を行うと共に、法令遵守に関する啓発活動を実施しています。



### 2 訪船指導の実施

平成23年の指導重点項目である油の排出の防止を図るため、特に給油中の排出事故が多いことから、タンカーや漁船等を対象として、地元関係機関と連携した在港船に対する積極的訪船指導を実施し、海洋汚染防止のための留意事項等について指導を行っています。



### 3 関係行政機関及びボランティアとの連携活動

関係行政機関及び海上保安協力員(\*)等のボランティアと連携した活動として、全国において、海岸漂着ゴミ分類調査等の環境保全思想普及・啓発活動を実施しました。

\*海上保安協力員

(財)海上保安協会が、海上防犯及び海洋環境保全思想の普及啓発等を行い、海上犯罪が発生しにくい環境の醸成、海洋環境保全の推進を図ることを目的として開始した「海上保安の活動推進」事業において活動するボランティア



## VI まとめ

当庁においては、これまで様々な海洋環境保全指導・啓発活動を行い国民の海洋環境保全にかかる法令遵守の意識の高揚を図ってきたところですが、依然として処理費用等の経費削減を目的とする不法排出等が跡を絶ちません。

今後も海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、平成 23 年の海洋汚染の現状を踏まえ、特に油類による海洋汚染の未然防止を重点指導項目と定め、海洋環境保全講習会の開催、訪船指導等の海洋環境保全指導・啓発活動により国民の海洋環境保全にかかる遵法精神の高揚を図るとともに、巡視船艇・航空機による監視取締り、沿岸部における陸上からの取締り等、海陸空一体となって海上環境法令違反を摘発し、海洋環境保全対策に取り組んでまいります。